

求人募集

草の根・人間の安全保障無償資金協力委嘱員 在ミャンマー日本大使館、経済・経済協力班

ミャンマーに対する草の根・人間の安全保障無償資金協力を実施するに当たって、当館の経済協力担当官の指示の下、業務を行って頂ける方を1名募集いたします。

草の根・人間の安全保障無償資金協力について

草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下、「草の根無償」）は、開発途上国の多様なニーズに応え、基礎生活分野及び人間の安全保障の観点から重要な分野を支援するために1989年に導入された制度です。

草の根無償は、開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関、並びに途上国において活動している国際及び現地N G O（非政府団体）等が現地において実施する比較的小規模（原則1件1,000万円以下）の案件に対し、在外公館が中心となって資金協力を行うものです。

業務内容

館内業務

1. 案件形成・事前調査

草の根無償に関する質問及び相談対応

申請案件の査定

案件形成に向けての事前調査

2. 書類収集及び書類作成

上記調査結果、採択案件についての、必要資料の収集

案件調書の作成

3. 進行管理・モニタリング

承認が得られた案件について、贈与契約書（G C）締結のための準備

施工状況のモニタリング

完了確認及び完工式のアレンジ

4. 事業完了後のフォローアップ調査

事業完了後、案件の使用状況等の現地調査

応募条件

- ・日本語能力（文書作成、交渉、会話能力）が十分にあること。加えて、英語またはミャンマー語能力必須（交渉、会話能力）。両方でできればなお望ましい。
- ・途上国援助活動、開発問題に関する知識があり、現地に出張し、調査が行え、ミャンマーに関する知識及び生活・就労経験があることが望ましい。
- ・高いコンピューター能力（ワード・エクセル）。
- ・就労経験3年以上。

待遇

1. 就労時間

当館の開館時間に合わせて業務を行って頂きます。

2. 謝金：当方の規定によります。謝金以外の手当（渡航費等）は支給されませんが、ミャンマー在住でない方の応募を妨げるものではありません。

3. 保険：自己負担により海外保険等に加入が必要。

留意事項：

本件の外部委嘱に関する契約は大使館職員としての雇用契約ではなく、個別の業務委託契約です。したがって、通常の雇用契約に含まれる各種の待遇は適用されません。

業務期間

2015年9月1日から2016年3月31日まで
開始時期及び契約延長については相談可

応募方法

・顔写真を添付した履歴書（形式自由）、志望動機、自己PRをメールで eco@yn.mofa.go.jp まで送付願います（メールの件名に【草の根無償委嘱員募集】と明記願います）。

・2015年7月20日（月）～7月24日（金）の間、当方から電話連絡可能な曜日、時間帯も明記願います。

注意事項：

採用過程・結果に関する問い合わせ等には、一切お答えできませんので、ご了承ください。
また、応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。個人情報については、採用選考の目的のみに使用し、応募の秘密は厳守致します。

連絡先

eco@yn.mofa.go.jp

又は

Economic and ODA section

The Embassy of Japan

No.100, Natmauk Road

Bahan Township, Yangon

TEL: 01-459644~8

応募締切

2015年7月17日（金）

※試験及び面接に関しては、2015年7月20日の週を予定しています。